

屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助の実施細則

平成 31 年 4 月 22 日危保細則第 6 号

第 1 目的

この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が屋外貯蔵タンクを保有する事業者等の依頼を受けて実施する屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 技術援助の内容

実施する技術援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 補修溶接の要件に係る評価

補修に用いる溶接の方法や、補修した箇所の亀裂や漏れの有無等について確認する。

(2) タンクの要件に係る評価

タンクの本体及び基礎の有害な変形の有無を確認する。

(3) タンクを危険物で満たした場合の応力の影響に係る評価

日本溶接協会規格 WES2805 に基づいた、溶接継手のぜい性破壊発生及び疲労亀裂進展に対する欠陥の評価を実施する。

第 3 技術援助の手続き等

- 1 技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式第 1 の「技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に、屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る設計図書等の資料（以下「設計図書等」という。）二部を添えて、協会に提出するものとする。
- 2 協会は、委託書の内容を確認のうえ、別記様式第 2 により技術援助契約書を二通作成し、捺印のうえ、委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に速やかに返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第 4 条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

第 4 報告書の提出

協会は、技術援助が終了したときは、委託者に対し別記様式第 3 の報告書により報告を行うものとする。

附 則

この細則は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

技 術 援 助 委 託 書						*登録番号	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>危険物保安技術協会</p> <p>理 事 長 殿</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>年 月 日</p> <p>会社名； _____</p> <p>所在地； _____</p> <p>代表者名； _____ 印</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">下記により、技術援助について委託します。</p>							
設置者	所在地						
	氏 名	電話番号； _____					
設置場所							
タンクの呼称又は番号							
タンク容量							
設置の許可年月日及び許可番号							
設置の完成検査年月日及び検査番号							
所轄消防本部等							
希望契約期間		契約締結日 ～ 年 月 日 まで					
技術援助項目		屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助					
連絡先	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号	
		住所					
	請求書	住所	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号
* 受 託 料		* 消 費 税		* 合 計		* 受 付 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 委託書は、屋外タンク貯蔵所1基ごとに作成すること。
 3 *印の欄は記入しないこと。

様式第3

屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る
技術援助報告書

年 月 日			
殿			
危険物保安技術協会 理事長 印			
契約番号及び契約年月日	第 一 号	年 月 日	
設置許可番号及び設置許可年月日	第 一 号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク 貯蔵所の設置場所		タンク 番号	(kl)
技術援助の結果を下記のとおり報告します。			
記			